埼玉県石綿対策推進本部設置要綱

平成 1 7 年 8 月 5 日 知事決裁 平成 1 8 年 4 月 1 日 課長決裁 平成 2 0 年 4 月 1 日 課長決裁 平成 2 2 年 3 月 3 0 日 課長決裁 令和 4 年 8 月 1 日 課長決裁

(設置)

- 第1条 県民の健康に重大な被害を及ぼすおそれのある石綿問題に関する対策 を推進するため、埼玉県石綿対策推進本部(以下「対策本部」)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 対策本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 石綿についての情報収集に関すること。
 - 二 石綿対策に係る方針決定に関すること。
 - 三 石綿対策の総合調整に関すること。
 - 四 その他必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 対策本部に、本部長、副本部長、及び本部員を置く。
- 2 本部長は、環境部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

- 第4条 本部長は、特定の事項を審議させるため、対策本部に部会を置くことができる。
- 2 部会に部会長を置き、本部長が指名する職にある者をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が指名する職にある者をもって組織する。

(会議)

- 第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 2 部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。
- 3 前2項に定めるもののほか、前2項の会議の運営に関し必要な事項は、それ ぞれの会議の主宰者が定める。

(庶務担当課)

- 第6条 対策本部の庶務は、環境部大気環境課において処理する。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

- この要綱は、平成17年8月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

企画財政部長

総務部長

県民生活部長

危機管理防災部長

福祉部長

保健医療部長

産業労働部長

農林部長

県土整備部長

都市整備部長

企業局長

下水道局長

教育局教育総務部長

警察本部総務部長